

## 議 案 第 6 1 号

摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正  
する条例制定の件

摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例を  
次のとおり制定する。

令和4年12月2日提出

摂津市長 森 山 一 正

### 提案理由

ごみ処分事務を茨木市に委託することに伴い、条文の整備を行うため、本条例を制定するものである。

摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例の一部を改正  
する条例

摂津市廃棄物の減量、再生利用及び適正処理に関する条例（平成5年摂津市条例第  
12号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「法第6条の3第1項の規定により環境大臣が指定する以外の」を  
削り、「、本市の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし」を「あって、廃  
棄物となった場合に」に改める。

第8条中「前条に規定する」を削り、「など」を「等」に改める。

第10条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、廃棄物減量等推進員に関し必要な事項は、規則で定め  
る。

第12条中「いう」の次に「。第20条第1項において同じ」を加え、「以下」を  
削る。

第13条中「第3条」の次に「又は第4条の2」を加える。

第15条各号列記以外の部分中「もの」を「物」に改め、同条中第6号を削り、第  
5号を第8号とし、第4号を第7号とし、第3号を第6号とし、同条第2号中「も  
の」を「物」に改め、同号を同条第5号とし、同条第1号中「もの」を「物」に改  
め、同号を同条第4号とし、同号の前に次の3号を加える。

(1) 有害物質を含む物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

第15条に次の1号を加える。

(9) 前各号に掲げる物のほか、収集、運搬又は処分に支障を及ぼすおそれのある物

第16条の見出し中「処分」を「処理」に改め、同条中「以下」を削り、「生活環境」を「、生活環境」に改める。

第20条第1項中「別表第1」を「、別表」に改め、同項ただし書中「市長が定める」を「同表に掲げる」に改め、同条第2項中「手数料徴収」を「手数料の徴収」に改める。

第21条中「特別な」を「特別の」に、「前条及び第24条」を「前条第1項」に改める。

第22条第2項中「既納」の次に「の前項」を加える。

第23条及び第24条を削る。

第25条中「及び事業者」を「又は事業者」に、「及び処理等」を「、処理等」に、「、必要な」を「必要な」に改め、同条を第23条とし、第26条から第29条までを2条ずつ繰り上げる。

別表第2を削る。

別表第1一般廃棄物（下記のものを除く。）の項中「運搬し、及び」を「及び運搬し、並びに市長が指定する清掃処理施設で」に改め、「清掃処理施設又は」を削り、同表し尿の項中「算出しがたい」を「算出し難い」に改め、同表動物の死体の項中「ねこ」を「猫」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。